

定 款

公益社団法人京都府観光連盟

公益社団法人京都府観光連盟定款

第1章	総則
第2章	会員
第3章	総会
第4章	役員
第5章	顧問
第6章	理事会
第7章	専門委員会・専門部会
第8章	資産及び会計
第9章	定款の変更及び解散
第10章	事務局
第11章	公告の方法
	附則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都府観光連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、京都府内における観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 内外観光客の誘致促進
- (2) 観光物産、観光文化の振興
- (3) 観光振興のためのイベント等の実施
- (4) 観光地の美化、観光案内施設の整備等観光地の環境整備
- (5) 観光事業従事者の福利厚生のための事業
- (6) 観光事業従事者の人材確保及び資質の向上のための事業
- (7) 観光事業に係る接遇の向上等に関する調査研究
- (8) 外国人客受け入れのための観光施設に関する情報提供
- (9) 1から8の事業の円滑な実施を確保するための基金の造成
- (10) 観光の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する拠出
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 観光に係る法人、団体、個人若しくは公共団体又はこの法人の目的に賛同して入会した法人、団体若しくは個人。
- (2) 特別会員 この法人に特に功労がある者、又は学識経験者であつて会長が推薦し、理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属証明書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該

正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した2名以上の理事が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第27条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、この法人に特に功労がある者、又は学識経験者のうちから会長が依嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会・専門部会

(専門委員会・専門部会)

第34条 会長は、事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会・専門部会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 委員会等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第

2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般に閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若し地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

（設置等）

第42条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は柏原康夫とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

改正後のこの定款は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。

改正後のこの定款は、令和 7 年 6 月 1 3 日から施行する。